

第238回福岡県都市計画審議会  
委員用資料

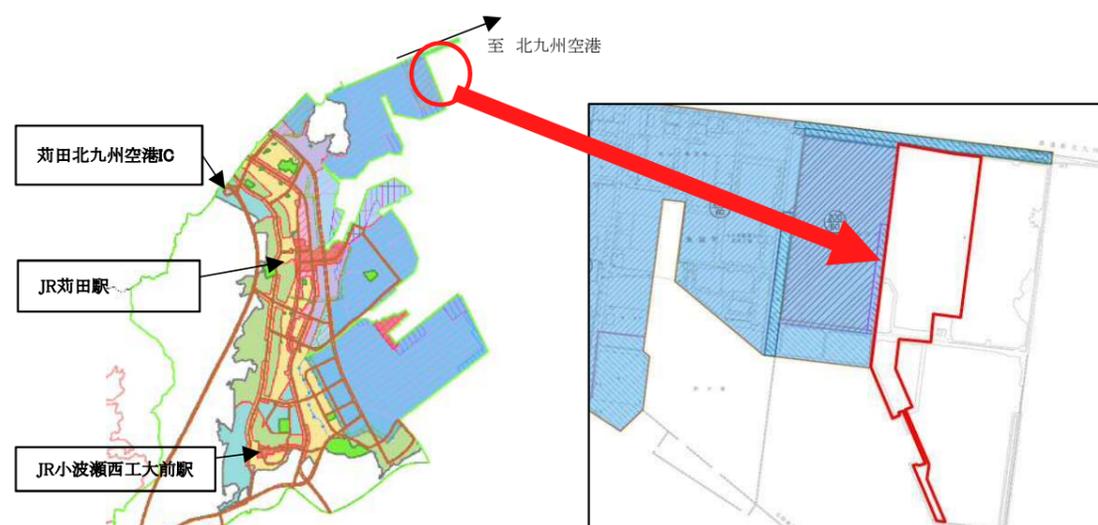
令和4年2月17日(木)

### 1 目的及び概要

京築地域は、山並み、河川、田園、海等の広域的に連続する景観を共有しており、修験道や歴史的建造物等地域の歴史や文化を伝える景観資源が市町界を越えて多数存在している。こうした景観を保全し、活用するため、県では、景観法に基づく景観計画を策定した。  
その後、当計画の対象区域である苅田町域で公有水面の埋め立てが行われ新たな土地が生じたため、平成29年度に景域の変更を行った。  
今回、更なる公有水面埋立竣工により新たな土地が生じたため、計画の変更を行うものである。

### 2 当該地区の位置

当該地区は、北九州空港から南西へ約4.5km、苅田北九州空港インターチェンジから北西へ約4.2kmのところに位置している。



### 3 計画の変更内容

○景域の設定  
公有水面埋め立てが終わった地区について、隣接地と同様に工業用地としての土地利用が計画されていることから、景域については「工業市街地の景域」を設定する。  
○景観形成重点地区の設定  
公有水面埋め立てが終わった地区のうち、県道新北九州空港連絡道路端から50mの範囲については、隣接地と同様に「景観形成重点地区」に設定する。

### 4 景観誘導の基本的考え方

京築広域景観計画では、景観特性に応じて「景域」を設定し、「景域」ごとに景観形成の考え方を示すとともに、建築物・工作物等の配置や形態・意匠、色彩等の景観に配慮する事項を景観形成基準として定めている。  
景観形成基準では、周囲の景観に影響のある建築行為や開発行為に対し、調和のとれたまとまりある景観形成を推進するため、景域ごとに「一般基準」を定めている。  
また、地域の顔となる重要な景観を有する地区などは、広域景観を守り育てていく上で重要な地区として「景観形成重点地区」として定め、建築物・工作物等に対しよりきめ細かな基準を定めている。  
本計画の対象区域内において、一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等、その他開発行為等を行う場合、県知事への「届出」(国、地方公共団体が行う行為の場合は「通知」)を求めることで、広域景観の誘導を行っている。

### 5 変更箇所図



至 北九州空港  
今回追加する区域  
新松山臨海工業団地  
至 苅田北九州空港IC  
県道新北九州空港連絡

	既存の区域【工業市街地の景域】		既存の景観形成重点地区
	新たに追加する区域【工業市街地の景域】		景観形成重点地区に追加する区域(道路端から約50m)

### 6 スケジュール

○京築広域景観計画の変更

関係機関意見照会	令和3年8月
案の閲覧	令和3年10月15日～10月29日
公聴会	公述申出者なしのため中止
県景観審議会へ付議	令和3年11月15日
県都市計画審議会へ付議	令和4年2月17日